

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 1
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 中島 徹
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成20年1月28日
【提出日】	平成20年2月7日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社しまむら
証券コード	8227
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（第1部）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー (The Boston Company Asset Management, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州 02108-4408、ボストン、ワン・ボストン・プレイス、メロン・フィナンシャル・センター (Mellon Financial Center, One Boston Place, Boston, MA 02108-4408, U. S. A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1970年8月24日
代表者氏名	コーリー・A・グリファン (Corey A. Griffin)
代表者役職	最高経営責任者 (Chief Executive Officer)
事業内容	企業資産管理業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項	法第27条の23第3項	法第27条の23第3項
--	-------------	-------------	-------------

	本文	第1号	第2号
株券又は投資証券等（株・口）			769,400
新株予約権証券（株）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 769,400
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 769,400		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成20年1月28日現在）	V	36,567,336
上記提出者の 株券等保有割合（％） (T/(U+V)×100)		2.10
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		0.74

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド (Walter Scott & Partners Limited)
住所又は本店所在地	英国、EH2 4DZ、エジンバラ、ワン・シャルロット・スクエア (One Charlotte Square, Edinburgh, UK EH2 4DZ)
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年6月7日
代表者氏名	ケン・ライアル (Ken Lyall)
代表者役職	会長 (Chairman)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,749,129
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,749,129
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等			

の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T	1,749,129
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U	

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成20年1月28日現在）	V	36,567,336
上記提出者の 株券等保有割合（%） (T/(U+V)×100)		4.78
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		4.85

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー (The Boston Company Asset Management, LLC)
ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド (Walter Scott & Partners Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,518,529
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 2,518,529
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	2,518,529	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成20年1月28日現在)	V	36,567,336
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.89
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		5.59

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー (The Boston	769,400	2.10

Company Asset Management, LLC)		
ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド (Walter Scott & Partners Limited)	1,749,129	4.78
合 計	2,518,529	6.88 (注1)

(注1) 保有株券等の数 (2,518,529株) をもとに算出した株券等保有割合 (6.89%) は、各提出者の株券等保有割合 (2.10%及び4.78%) の合計 (6.88%) と異なります。